

# 石狩商工会議所 創業融資利子補給要綱

制定：令和7年3月13日要綱第1号

## (目的)

第1条 この要綱は、石狩市で創業する事業者の経営の安定化を図るため、日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の創業に関する融資または北海道の中小企業総合振興資金のうち創業貸付を利用し、創業資金の借入れを行った事業者に対して、当商工会議所が交付する利子補給金について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業融資とは、公庫が取り扱う創業に関する融資及び北海道の中小企業総合振興資金のうち、創業貸付に該当するものをいう。
- (2) 利子補給対象期間とは、創業から最大で3年間で利子補給申請時に指定する期間をいう。
- (3) 金融機関とは、公庫または北海道制度融資の取り扱い金融機関をいう。

## (対象者)

第3条 利子補給金の対象者は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 石狩商工会議所定款第10条に定める加入資格を有し、現に会員（特別会員は除く。）であること。
  - (2) 事業を開始した日から3年以内の事業者であるもの。
  - (3) 創業融資について毎月当初の約定通り償還され滞りのないもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。
- (1) 石狩商工会議所の会費を完納していないもの。
  - (2) 過去に本利子補給を利用したもの。

## (利子補給金の額)

第4条 利子補給金の額は、次の各号の定めるとおりとする。

- (1) 利子補給金は、申請した月以降に返済を行った月を第1回返済月として、第1回返済月から第12回返済月までに支払った約定利息を対象とし、利子補給金の限度額は4万円とする。
- (2) 利子補給金の額は、第1回返済月～第6回返済月及び第7回返済月～第12回返済月、それぞれの期間に金融機関へ支払った約定利息（以下「利子補給金対象額」という）に1%を乗じ、融資利率で除した額とする。
- (3) 6か月未満で当該融資を完済した場合は、その完済までに支払った約

定利息を利子補給金対象額とする。

- (4) 前各項において算出した額に、百円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(利子補給金の交付申請・請求)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする者は、創業融資の第1回返済月から6か月ごとに、第1回創業融資利子補給金交付申請書兼請求書（様式1）又は第2回創業融資利子補給金交付申請書兼請求書（様式2）に次の書類を添えて石狩商工会議所に提出しなければならない。

- (1) 返済予定表の写し
- (2) 当該期間中に返済したことがわかる預金通帳の写し、または日本政策金融公庫発行の「利息支払証明書」
- (3) 事業所の所在地がわかる書類の写し
- (4) その他会頭が必要と認める書類

2 前項の交付申請書兼請求書の提出期限は、当該利子補給金の各対象期間の翌々月末日までとし、期限までに提出のないときは対象としない。

(決定通知)

第6条 石狩商工会議所は、前条により提出された交付申請書兼請求書を審査し、その適否を決定し、承認の際は利子補給金交付決定通知書（様式3）により速やかに通知しなければならない。

(利子補給金の交付決定の取り消し)

第7条 石狩商工会議所は、申請者が次の各号の一に該当するときは、利子補給の交付決定を取り消し、利子補給金の全額を返還させることができる。

- (1) 借入者が虚偽の申請を行ったとき。
- (2) 前号のほか、補給することが不適当と認められる事実があったとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会頭が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年10月16日から施行する。